

# 離婚届

令和 年 月 日 届出

北海道北見市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1)	(よみかた)	夫	妻		
	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	住 所	住 所			
	住民登録をしているところ (よみかた)	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号	
	世帯主の氏名	世帯主の氏名			
(2)	本 籍	番地 番			
	外国人のときは国籍だけを書いてください	筆頭者の氏名			
	父母の氏名 父母との続き柄	夫の父	続き柄	妻の父	続き柄
	他の養父母はその他の欄に書いてください	母	男	母	女
(3)	離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 調停
(4)		<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 調停
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
(5)	未成年の子の氏 名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子	(よみかた) 番地 番 筆頭者の氏名	
(6)	同居の期間	年 月 から 年 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)			
(7)	別居する前の住 所	番地 番 号			
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年……令和 年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
(9)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業		
(10)	その他				
	届 出 人	夫	妻		
	署名 押印			印	印
	事件簿 番号				

字訂正 字加入 字削除
届 出 印

字訂正 字加入 字削除
届 出 印

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
届書は、1通でさしつかえありません。  
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本1通もあわせて提出してください。

そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき → 調停調書の謄本  
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき → 和解調書の謄本  
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本  
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名	印	印
押 印		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番	番地 番

□には、あてはまるものにVのようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。  
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

※ 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 面会交流について取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 養育費の分担について取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子供の養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。  
法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)) にも掲載されています。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎印は各自別々の印を押してください。
- ◎届出人の印をご持参ください。

住所を定めた年月日
夫 年 月 日
妻 年 月 日

連絡先	電話 ( ) 番
	自宅・勤務先・呼出 方

# 記載例 離婚届

A3の用紙に印刷してください。

令和〇〇年△月□日届出

北海道北見市長 殿

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日

送付 令和 年 月 日 長 印

第 号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

婚姻中の氏で記入してください。

届出人の印鑑を押してください。

届出印

住所の異動がある方は、離婚届の他に住所の異動届が必要です。

未成年の子がいる場合は、どちらが子の親権を行なうか協議し、親権者となる方の欄に子の氏名を記入してください。

確認 通知

(1)	氏名	夫 きたみ 一郎	妻 きたみ はなこ
	生年月日	昭和〇〇年△月□日	昭和〇〇年△月□日
	住所	北見市北〇条東△丁目	北見市青葉町
	本籍	北海道北見市北〇条東△丁目	北海道北見市青葉町
	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	北海道北見市青葉町	北海道北見市青葉町
	未成年の子の氏名	北見 良一、北見 広子	
	別居する前の世帯のおもな仕事と	3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）	
	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	届出人	夫 北見 一郎	妻 北見 花子
	署名 押印	北見 一郎	北見 花子
	事件簿 番号		

署名は婚姻中の氏で記入してください。

日中通じる電話番号を記入してください。

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
届書は、1通でさしつかえありません。  
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本1通もあわせて提出してください  
あらかじめ用意してください。  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき → 調停調書の謄本  
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき → 和解調書の謄本  
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本  
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 押印	印
生年月日	年 月 日
住所	番地 番 号
本籍	番地 番

証人の印鑑を押してください。

字訂正 字加入 字削除

届出印

協議離婚のときは、成年の証人が二人必要です。

□には、あてはまるものに○のようしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）

婚姻前の氏に戻る場合に記入します。現在の氏を引き続き称するときは、この欄を空白にして「離婚の際に称していた氏を称する届出」を同時に提出する必要があります。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

※ 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。  
□面会交流について取決めをしている。  
□まだ決めていない。  
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

未成年の子がいる場合はあてはまるものしるしをつけてください。  
□養育費の分担について取決めをしている。  
□まだ決めていない。  
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子供の養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。  
法務省ホームページ（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)）にも掲載されています。

◎署名は必ず本人が自署してください。  
◎印は各自別々の印を押してください。  
◎届出人の印をご持参ください。